田原市耐震改修促進計画（改定版）の概要

計画の目的：大規模地震に備え、市民の生命及び財産を守るため、
住宅・建築物の耐震化を計画的に促進すること

現況・課題・目標

耐震改修促進計画策定の背景

・阪神・淡路大震災においては、建物の倒壊や火災により多くの人が命を失い、そのうちの約 9 割が家屋、家具類の倒壊による圧迫死によるものでした。このことから建築物の耐震化が重要な課題となり、住宅等の建築物の耐震化の取り組みが進められてきました。
・平成 26 年 5 月に愛知県が発表した地震時の被害予測調査結果で、本市の最大被害予想は、死者数約 1,500 人、全壊・焼失建物約 12,000 棟という非常に厳しい結果となっています。
・田原市では、平成 20 年 3 月に「田原市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化率を平成 27 年度（住宅は 28 年度）までに 90%とすることを目標に取り組んできました。
・平成 25 年 11 月の耐震改修促進法改正に伴い、県の耐震改修促進計画の改定と合わせ、田原市においても「田原市耐震改修促進計画（改定版）」を策定します。

■ 耐震改修促進法の主な改正点
・大規模な特定既存耐震不適格建築物及び都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震診断の義務付け、結果の公表制度の追加。

■ 愛知県建築物耐震改修促進計画の主な改定点
・目標年の改定　平成 27 年から平成 32 年
・平成 32 年住宅耐震化率の目標：95%　　・住宅の減災化の追加。
・第一次緊急輸送道路の避難路沿道建築物の耐震診断の義務付け、結果の公表の追加。

計画の基本事項

■**対象区域**：田原市全域　　■**計画期間**：平成 27 年度から平成 32 年度の 6 年間
■**対象建築物**：すべての建築物とし、特に昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の「住宅」及び「特定既存耐震不適格建築物」

※特定既存耐震不適格建築物とは、
①多数の者が利用する建築物　②危険物の貯蔵等に供する建築物
③県等が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
で、耐震基準を満たしていないもの

耐震化の現状と課題

■**住宅**
現状　・住宅の耐震化率：86%（平成 26 年推計）
課題　・耐震化に関心の低い市民、耐震化が困難な市民の住宅の耐震化の促進
・耐震化できない住宅等への、人命を守るための減災化の促進

■**特定既存耐震不適格建築物**
現状　①に該当する建築物 5 棟　②に該当する建築物 30 棟　③に該当する建築物 30 棟
※市施設では特定既存耐震不適格建築物の該当は無い。
課題　・民間所有の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

耐震化・減災化の目標

■住宅の耐震化
住宅の耐震化率
平成 26 年 86% → 平成 32 年度 95%
約 1,570 戸の耐震化
■住宅の減災化
耐震化の困難な住宅
減災化の促進
→ 耐震化または減災化された住宅 100%

■特定既存耐震不適格建築物の耐震化
特定既存耐震不適格建築物の棟数
平成 26 年 約 60 棟 → 平成 32 年 15 棟
1/4 に減少

住宅の施策

住宅の耐震化・減災化の促進

■**住宅の耐震化・減災化の基本的な方針**（3-1）
住宅の耐震化・減災化は所有者が自らの問題ととらえて自覚して取り組むことが大切です。田原市はこうした所有者の取組みを支援します。

■**住宅の耐震化の促進**（3-2）
現行の「住宅の耐震診断費の補助制度」
「住宅の耐震改修費等の補助制度」
の継続、対象者の状況に対応した、
利用しやすい内容の検討を行います。

■**住宅の減災化の促進**（3-3）
現行の「住宅の簡易耐震改修費等の助成制度」
「家具転倒防止に対する助成制度」
の継続、対象者の状況に対応した、
利用しやすい内容の検討を行います。

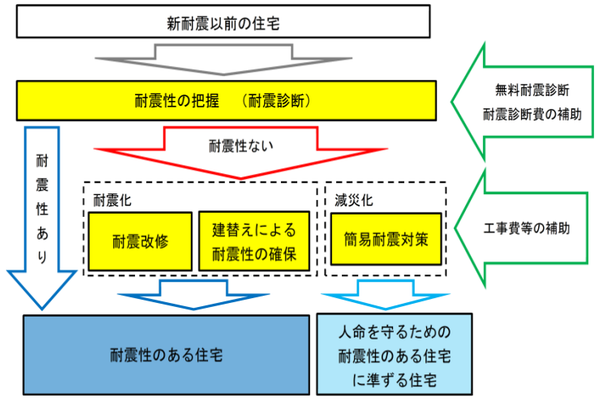

■**住宅の耐震化・減災化のための新たな施策**（3-4）
「居住住宅の建替えのための解体費の補助」
「段階的な耐震改修への補助」
「簡易耐震対策費助成制度の対象者の拡充」　など、新たな施策の検討を行います。

■**住宅の耐震化・減災化の促進に関する普及・啓発活動**（3-5）
・パンフレット、インターネットによる情報提供　　・耐震改修等の相談窓口　　・出前講座
・個別訪問等による直接的な対応　　・低コスト耐震化工法の普及

■**利用しやすい耐震化・減災化の環境整備**（3-6）
・多様な方法による耐震化への働きかけ　・減災化につながる多様な簡易耐震対策費助成制度の検討、PR

■**障がい者、高齢者等への支援**（3-7）
・障がい者、高齢者のいる世帯への支援制度の継続　・高齢者に対する他部署が行う支援制度と耐震化制度との連携
・高齢者のみの世帯の耐震化、減災化につながるさらなる支援の検討
・耐震化・減災化へのホームヘルパー等との協働による働きかけ。　・高齢者の家族、親族への働きかけ

地域が主体の耐震化・減災化に向けた取り組み

■**地域が主体の耐震化・減災化の促進**（4-1）
耐震化されない建物が地震時に倒壊し、避難の妨げ等の周囲に迷惑をかけないための意識づくり、働きかけ
・耐震化・減災化に対する地域住民組織の体制づくりへの支援　・地域住民組織による住民に対する啓発活動の支援
・地域における耐震性のない可能性のある住宅等の情報の共有
・地域の専門家（建築士・建設業者等）による耐震化・減災化への支援
・地域の安全は地域で守る意識の育成の支援

■**重点的に耐震化・減災化を促進すべき区域**（4-2）
新耐震以前の木造住宅が密集する地域は、自治会等と協議の上、積極的、重点的に耐震化を図ります。

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

■**特定既存耐震不適格建築物の耐震化の基本方針**（5-1）
特定既存耐震不適格建築物は、多くの人が利用する等の建築物であり、市民の生命を守るうえで耐震性が特に要求される建築物です。そのほとんどが民間の施設であることから、所有者に対して耐震化の促進を積極的に働きかけます。

■**特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進**（5-2）
耐震改修促進法に基づく県の指導・助言等に連携し適切に耐震化を進めます。
現在行っている耐震診断の補助制度の情報提供、より利用しやすい制度の検討を行います。

■**災害時に通行を確保すべき道路について**（5-3）
災害時に通行を確保すべき道路として、県により第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路が指定され、さらに本計画において、市緊急輸送道路を指定します。これらの道路の沿道の建築物の所有者に対して、耐震化の必要性や効果について啓発を行うとともに補助制度の PR 等を行い、耐震化の促進を図ります。

その他

その他の安全性確保のための取り組み

・コンクリートブロック塀の安全性の確保　・建築物外壁広告物の転落　・大規模空間の天井崩落対策
・エレベータの閉じ込め防止　・耐震、防災に関する人材の育成